

問 検証後の受益者負担金の返金は

答 結果次第で当然判断してまいります



伊藤まゆみ議員

【下水道問題について】

問 村長選時の地方紙アンケートでは、下水道問題は3番目に高い関心事で未だ解決されていないとの認識と考える。村長は出馬時の公約にこの問題に全く触れていないが、その理由は。

村長 下水道事業団に検証・評価を依頼しており、その結果をもらって検討するという事で触れませんでした。

問 今定例会初日あいさつで「受益者負担金条例及び付属規定の見直し」をあげているが、「見直す」とは、さかのぼるのか、今後の見直しであるのか。

村長 検証・評価に合わせて、専門家の意見を聞いて対応する。

応じたいと考えています。

問 負担金の納入額15億円に對し、払っていない、払わなくてよい額がほぼ同額の14億円。出した者は損をしたことになり、不公平感はどうあってもぬぐえない。村政の第一のなめである公平性に反すると思うが。

課長 問題の分析は事務改善報告書にうたい、それに基づき担当課で進めています。徴収猶予地は見直しを行い、適正管理ができるよう更新申請のお願いを今月から始めています。

問 前村長からの引継ぎに「単位負担額を遡及して改正すること、すでに納入された負担金返金は行わないと判断」とあるが、検証結果によっては、これも見直す意思はあるのか。

課長 その結果次第で当然判断していきたくと思っています。

問 報告書には、負担金滞納者は村税滞納者と同一人

であることが多く、庁内で競合するケースがあるため、徴収体制の一元化を検討する旨の記述があるが、どのような状況か。

副村長 その方向で考えています。副村長が、具体的に行動に移すまでに至っておりません。

【固定資産税の滞納について】

問 初日あいさつで、「滞納者の拒税力を見極め、徴収不能事案は執行停止処分をしていくことも必要」とあるが、どのような拒税力が該当するか。その指標・基準は。また、納税の公平性は担保されるのか。

村長 執行停止要件は地方税法第15条の7第1項で規定されており、滞納者の財産をすべて換価しても未納徴収金があるときや、税に優先する債権が多く、配当の見込みがない、また競売や破産により換価可能な財産がない場合と、個人に限られますが生活上最低限必要な財産や収入しかない、また滞納処



カラー版が「郷土の魅力」「必見」と愛好家から紹介された白馬村のマンホールだが・・・

分執行により生活保護同様の状態になる恐れがあるなどの場合です。指標、基準などは整備していませんが、今後、策定してまいります。執行停止にあたっては、法律の規定に基づいてするもので、公平を欠くことのないよう処理をしています。

問 前村長からの引継ぎに、「滞納整理を進めていく

手法として、破産法による破産申し立ての研究・検討が必要である」ともあるが、どのような見解か。

副村長 破産の申し立てをするのが行政行為として適切かという法律上の問題であるため、引継ぎ事項のとおり検討はしてまいりたいと思っています。